

～あいち「ツウ」リズム推進事業～
食を含んだ高付加価値コンテンツの提供事業者に対する
広告等支援事業の公募について

愛知県では、「あいち観光戦略 2024-2026」の基本方針の一つとして、観光コンテンツの「高付加価値化の推進」を掲げ、本県の観光振興のコンセプトである「あいち『ツウ』リズム」を推進しています。

「あいち『ツウ』リズム」とは、愛知ならではの地域資源を、誰でも、何度でも楽しめる奥深い「ツウ」な魅力として磨き上げ、観光コンテンツとしての付加価値を高めることを目指すもので、今年度は、「食（食材、調味料、飲料等）」を含んだ高付加価値な観光コンテンツを提供する事業者に対し、広告等の支援事業を実施することとしました。

支援を希望される観光関連事業者の皆様は、以下の要領にてお申し込みください。

1. 支援事業の概要

(1) 支援対象事業

特別感、限定感、高級感、地域密着感などを感じられる、観光客を対象にした、「食（食材、調味料、飲料等）」を含んだ観光コンテンツ。

※以下はあくまで例示です。



(2) 支援対象事業者

(1)に係る観光コンテンツを提供する事業者

(3) 支援内容

観光コンテンツ提供事業者と県が協議の上、以下に掲げる広告等の支援プランを作成し、県がその費用を負担します。



■支援コンテンツ数 3コンテンツ程度

■支援金総額 330万円（消費税込み）

※支援金の各コンテンツへの配分は、等分ではなく、内容に応じて決定します。

※観光コンテンツの販売、予約、催行、精算等に係る一切の事務は、当該コンテンツの提供事業者が行うことを想定しています。

2. 応募条件

愛知県内において実施される観光コンテンツであり、以下の全てを満たすこと。なお、新たに造成するコンテンツか既存コンテンツの磨き上げかは問いません。

応募にあたっては、コンテンツ提供事業者が、支援を受けるコンテンツの販売や実績報告等について責任をもって管理・運営できる体制を構築することとし、応募内容等に虚偽が認められる場合は、速やかに選定及び支援を取り消します。それに伴い発生した損害等は事務局または県は一切の責を負いません。

- (1) 食（食材、調味料、飲料など）を含んだ、特別感、限定感、高級感、地域密着感などを感じられる、観光客を対象にした観光コンテンツであること。
- (2) 支援期間終了後も、継続して提供することを前提とした観光コンテンツであること。
- (3) 支援を受けるコンテンツの販売実績を報告できる体制が構築できていること。

ただし、以下に該当する事業者、団体、個人は対象外となります。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に掲げる「店舗型風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するもの
- ・愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号。以下「暴排条例」という。）に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者である場合
- ・法人その他の団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者がある場合
- ・国税、都道府県税又は社会保険料の滞納がある場合（猶予されている場合は対象となります）

3. 観光コンテンツの選定方法

以下の選定基準に基づき、事務局による書類審査を実施し、3つの観光コンテンツを選定予定です。選定結果は、全応募者に対して事務局からメールで通知します。

なお、審査の結果及び内容に関する問い合わせには、一切応じかねます。

【選定基準】

- (1) 付加価値性：特別感、限定感、高級感、地域密着感を感じられる観光コンテンツかどうか。
- (2) 採算性：観光コンテンツ自体の採算が取れているかどうか。
- (3) 地域経済への寄与度：周囲の宿泊・観光施設等との連動性など、地域の観光経済に資するかどうか。
- (4) 具体性・計画性：観光コンテンツの内容や販売方法は、具体的かつ計画的かどうか。
- (5) 実施体制・持続性：実施体制を含めて、持続的に観光コンテンツの提供を見込めるかどうか。

4. 申込方法

別紙「応募様式」を記入の上、下記の申込・問合せ先までメールでご提出ください。

Email: aichi-kanko@jrta.co.jp

5. 申込期限

9月20日（金）17:00 まで

6. スケジュール（予定）

9月20日（金） 支援申請書の締切

9月下旬 支援コンテンツの選定（採択）

10月上旬以降 事業者へのヒアリング、支援プランの作成、支援の実施（2025年3月上旬頃まで）

以上